１．件　名：クリアランスの認可申請書に係る面談（３）

２．日　時：令和２年１１月１７日（火）１６時００分～１７時１０分

３．場　所：原子力規制庁　１０階会議室（音声通話により実施）

４．出席者：

原子力規制庁

原子力規制部　審査グループ　核燃料施設審査部門

長谷川安全規制管理官、志間企画調整官、猪俣上席安全審査官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、田尻安全審査官、鈴木安全審査専門職

電気事業連合会

原子力部 副部長

中部電力株式会社

原子力部 廃止措置 G グループ長、他１名

関西電力株式会社

原子燃料サイクル室（サイクル環境グループ）　マネージャー、他１名

中国電力株式会社

電源事業本部（放射線安全）　マネージャー、他２名

日本原子力発電株式会社

廃止措置プロジェクト推進室　課長、他３名

５．要　旨：

⑴提示のあった標準記載要領案について、原子力規制庁から以下のとおりコメントした。

・標準記載要領については、事業者において適切に検討されるものと理解しているが、規制側から敢えてコメントするのであれば、例えば申請対象物の汚染の状況を良く把握することにより、それを基に評価対象核種が定まる等、検討のロジックを明確にすることに留意して記載するようにすれば、効率的に審査が進むものと考えている。

・事業者においては、それを踏まえた上で申請書作成を進めていただきたい。

⑵事業者においては、年内の完成を目指し、継続して検討していくこととなった。

６．配付資料：

・クリアランス認可申請書の標準記載要領（案）

以上